

代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出方法について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 会長は、理事会の意見を聴いて、選挙管理委員を若干名選考する。

3 選挙管理委員会は、選挙投票日の2箇月前時点の会員登録情報に基づき、選挙人名簿を作成する。

(代議員の選出方法及び被選挙権)

第3条 代議員は、地域選出の代議員及び専門領域選出の代議員で構成され、地域選出の代議員は各地域に区分された正会員の直接選挙によって、専門領域選出の代議員は各専門領域に区分された正会員の直接選挙によって、それぞれ選出される。

2 すべての正会員は、被選挙権を有し、代議員選挙に立候補したものとみなす。但し、国外に居住し、日本国内のいずれの地域にも登録していない会員(以下「海外会員」という)は、地域選出の代議員に立候補することはできない。

3 代議員選挙は、次のように行う。

(1) 代議員選挙は、3名連記無記名投票とする。

(2) 地域選出の選挙人及び被選挙人は、各地域に区分された正会員とし、専門領域選出の選挙人及び被選挙人は、各専門領域に区分された正会員とする。

4 当選者の決定は、次のように行う。

(1) 白票を除く有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。

(2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。

(3) 同一人が地域選出及び専門領域選出でともに当選に必要な票数を得た場合は、地域選出により当選したものとし、専門領域選出者は次点者をもって補う。

(4) 代議員に欠員が生じた場合は、それぞれの地域選出又は専門領域選出の次点者をもって補う。

(5) 総会で報告された後は、異動に伴う代議員の欠員を補わない。

(6) 代議員任期期間中は、当該地域あるいは専門領域選出の代議員としての資格を保持するものとする。

(地域区分)

第4条 地域の区分及び定数は、次のように定める。

(1) 地域区分は、北海道、東北(青秋、岩手、宮城、山形、福島)、茨城、北関東(群馬、栃木、埼玉)、千葉、東京、神奈川、甲信(山梨、長野)、新潟、北陸、東海、京都滋賀、奈良、大阪和歌山、兵庫、中国(山陰、岡山、広島、山口)、四国(徳島、香川、愛媛、高知)、九州の18区分とする。

- (2) 定数は、40以内とする。各地域への定数配分は、次のようにする。第1に、代議員1人当たりの会員数（総会員数／総代議員数）を基礎として割り当て、第2に、地域の会員数に対する代議員数の割合の最高と最低の差が原則として2倍を超えないように修正し、第3に、修正に当たっては、地域の統合も含めて検討する。

（専門領域区分）

第5条 専門領域の区分及び定数は、次のようにする。

- (1) 区分は、体育哲学、体育・スポーツ史、体育社会学、体育心理学、運動生理学、バイオメカニクス、体育経営管理、発育発達、測定評価、コーチング学、保健、体育科教育学、スポーツ人類学、アダプテッド・スポーツ科学、介護予防・健康づくり、体育・スポーツ政策の16区分とする。
- (2) 定数は、40以内とする。各専門領域への定数配分については、各専門領域への定数1を基本配分とし、残り24以内の定数は選挙人名簿に基づく各専門領域の所属会員数に応じて、各専門領域に比例配分する。
- (3) 社員総会で新設が承認された専門領域は次期選挙から、当該専門領域の代議員を選出することができる。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

（改廃）

第7条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 男女の役員比率のアンバランスの是正のための積極的方策をとる（平成23年度臨時総会承認事項）ため、男女の役員比率の目標値達成をめざす方策を講じた選挙を実施する。
- 2 この規程は、平成23年9月25日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成26年1月11日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成27年6月13日から改正施行する。
- 6 この規程は、2017年6月10日から改正施行する。
- 7 この規程は、2017年9月8日から改正施行する。
- 8 この規程は、2018年6月16日から改定施行する。
- 9 この規程は、2019年6月8日から改定施行する。
- 10 この規程は、2021年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、2025年4月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、2026年6月20日から改定施行する。